

5 健 障 支 第 6 0 号  
令 和 5 年 5 月 8 日

各障害福祉サービス等事業所管理者 様

健康福祉局障害福祉部障害者支援課長

新型コロナウイルス感染症に感染した者が発生した場合の報告  
方法について（依頼）

日頃より本市の障害福祉行政の推進にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、各障害福祉サービス等事業所におかれましては、新型コロナウイルス感染症防止に努めていただいているところかと存じますが、令和5年5月8日より、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが、5類感染症に変更される予定です。

これに伴い、各障害福祉サービス等事業所の職員もしくは利用者に新型コロナウイルス感染症に感染した者が発生した場合の報告について、令和5年5月8日より別添のとおりの取り扱いとさせていただきますので、ご対応のほど、よろしく願いいたします。

今後とも、利用者等の健康に留意し、感染拡大防止に努めていただきますようお願いいたします。

担 当 指 定 指 導 係  
電 話 052 - 972 - 2578